

# 中野区における住宅まちづくりの基本に関する条例

平成5年6月21日  
条例第30号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
  - 第2章 住宅マスタープラン及び住宅白書(第6条・第7条)
  - 第3章 住宅の確保及び援助(第8条—第14条)
  - 第4章 事業者への要請等(第15条—第17条)
  - 第5章 住宅政策審議会(第18条・第19条)
  - 第6章 雑則(第20条・第21条)
- 附則
- 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、住宅が区民生活を豊かにする基盤であり、中野のまちを形成する基礎的な要素であることにかんがみ、良質な住宅の確保及び良好な住環境の形成を図る住宅まちづくりの基本に関する事項を定め、もって快適で魅力ある住宅都市の実現に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 住宅まちづくりは、安全で快適な住生活を営むことが区民の基本的人権として尊重されるとの認識のもとに、中野のまちの貴重な都市空間を共に分かち合う者として、区、区民及び事業者(区内において開発行為又は建築物の建築を行う者をいう。以下同じ。)が、それぞれの役割に応じ、相互に協力することにより推進されるものとする。

### (区の責務)

- 第3条 区は、住宅まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- 2 区は、前項の施策の実施に当たっては、地域の個性を尊重するとともに、高齢者、障害者等に特に配慮し、多様な区民が共に住まう健全な地域社会の形成に資するよう努めなければならない。
  - 3 区は、住宅まちづくりを推進するため、国、東京都その他の関係団体との連携を図るとともに、住宅及び住環境に関する情報を区民及び事業者と共有するよう努めなければならない。

### (区民及び事業者の責務)

第4条 区民は、世代を超えて良質な住宅及び良好な住環境の維持及び改善に努めることにより、住宅まちづくりに主体的に参加するものとする。

2 事業者は、良質な住宅の建設及び良好な住環境の形成に努めるとともに、区が実施する住宅まちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区民の自主的活動への援助等)

第5条 区は、住宅まちづくりの推進のために、地域において区民が自主的に組織して行う活動に対し、必要な援助を行うものとする。

2 区は、前項に規定する区民の活動により、住宅まちづくりの推進に関する区への提案が行われたときは、これを尊重するものとする。

## 第2章 住宅マスタープラン及び住宅白書

(住宅マスタープランの策定)

第6条 区長は、住宅まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、住宅マスタープランを策定するものとする。

2 住宅マスタープランには、次に掲げる事項を定める。

(1) 居住水準及び住環境水準の目標

(2) 住宅供給の目標年次及び目標量

(3) 前号の目標量を達成するために必要な住宅供給の促進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、住宅需要の動向その他社会経済情勢の変化等を踏まえ、住宅マスタープランの見直しを定期的に行うものとする。

(住宅白書の作成)

第7条 区長は、前条の住宅マスタープランの策定に当たっては、住宅及び住環境の実態及び動向を的確に把握するために必要な調査を行い、その結果を住宅白書としてまとめ、公表するものとする。

## 第3章 住宅の確保及び援助

(住宅及び住環境の水準)

第8条 区内に建設される住宅は、第6条第2項第1号の居住水準及び住環境水準の目標に適合するものでなければならない。

(区の住宅供給)

第9条 区は、次に掲げる住宅を供給する。

(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく住宅

- (2) 住宅に困窮する区民のうち、中堅所得層等の家族世帯及び高齢者、障害者等を対象とする住宅
- (3) 再開発事業、公共住宅の建て替え等に伴い必要となる従前居住者を対象とする住宅

(公共住宅供給の要請)

第10条 区は、住宅の供給を促進するため、東京都等の公的な住宅供給主体に対し、必要な公共住宅の供給について要請するものとする。

(住宅供給等の誘導)

第11条 区は、事業者に対して必要な援助等を行うことにより、良質な住宅の供給及び良好な住環境の形成を適切に誘導するものとする。

(区民の住宅建設等に係る援助)

第12条 区は、区民の居住の継続及び住宅の質の向上を図るため、区民が自ら居住するための住宅の建設、購入及び改良を行うことができるよう適切な援助を行うものとする。

(住宅困窮者への援助)

第13条 区は、住宅に困窮する区民のうち、高齢者、障害者等特にその居住の安定を図るために必要があると認めるものに対し、住宅のあっ旋、家賃助成その他必要な援助を行うものとする。

(民間賃貸住宅への入居に関する啓発)

第14条 区は、民間賃貸住宅に入居しようとする者又は入居している者が、高齢、障害、国籍等を理由として、入居の機会又は居住の継続が制限されないことがないよう、賃貸人その他の関係者に対し、啓発に努めるものとする。

第4章 事業者への要請等

(事前協議及び協力の要請)

第15条 区長は、事業者に対し、開発行為又は建築物の建築を行う際に、区長が必要と認める事項について事前に協議するよう要請するものとする。

2 区長は、事業者に対し、住宅まちづくりの推進のために必要な協力を求めることができる。

(近隣への配慮)

第16条 事業者は、共同住宅を建設しようとするときは、その規模等に応じ、良好な近隣の生活が確保できる設備等を備えるよう努めなければならない。

(援助に応じた協力の要請)

第17条 区長は、区の援助を受けて住宅を建設した事業者等に対し、適正な家賃の設定、住宅としての用途の維持その他の事項について、援助に応じた適切な協力を求めることができる。

## 第5章 住宅政策審議会

(設置)

第18条 区の住宅まちづくりに関する施策の充実を図るため、区長の附属機関として中野区住宅政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、住宅マスタープランの見直しその他住宅まちづくりの推進に関する重要な事項について調査審議する。

3 審議会は、住宅まちづくりを推進するために特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員)

第19条 審議会の委員は、16人以内とし、区民及び学識経験者のうちから区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 雑則

(財源の確保)

第20条 区は、住宅まちづくりに関する施策を円滑かつ計画的に実施していくため、必要な財源の確保に努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に存する中野区住宅マスタープランは、第6条第1項の規定により策定したものとみなす。

## 附 則(平成13年3月27日条例第37号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

## 中野区住宅政策審議会規則

平成6年5月30日

規則第54号

### (趣旨)

第1条 この規則は、中野区における住宅まちづくりの基本に関する条例(平成5年中野区条例第30号。以下「条例」という。)第18条に規定する中野区住宅政策審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (小委員会)

第4条 審議会は、効率的な審議の実現を図るため、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長及び副委員長1人を置き、小委員会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、小委員会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (意見聴取)

第5条 会長及び委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日規則第37号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月31日規則第30号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。